第

112

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1994年) 平成6年 6月20日

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋 1-4-31 Tel:06-946-8011 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

[◇]マイホームの効果的な贈与

Q:子供が、マイホームを持ちたいが、資 金が足らないと言っています。親としては援 助をしたいのですが、税金がなるべくかから ないようにするにはどうしたらよいでしょう か。

A:子供や孫がマイホームの取得を計画し ている場合、住宅取得資金の贈与については、 贈与税の特例計算が認められています。

これは今回改正により1.000万円まで特例 計算の枠が拡大され、1.000万円の贈与でも 70万円の贈与税で済むことになります。

しかし、特例には要件がありますし、また 住宅取得資金の贈与だけでは資金繰りがつか ないことがあるかもしれません。

そのような場合には、まず親がお金を出し て不動産を購入し、その後2~3年経ってか ら、この不動産を贈与しますと、子供は資金 なしで(贈与税の負担は必要ですが)マイホ ームを自分のものにすることができます。

贈与を受ける場合には、妻や子供も含めて 受贈者の人数を多くしたり、1年に全部贈与 しないで何年かに分けて贈与すれば、贈与税 の負担が少なくなります。

ただし、複数の年度に分ける場合には、最 初から全部の物件を贈与する契約が成立して いるとみなされないために、年度によって贈 与する割合を変えるなどの注意が必要です。









電話による無料相談を承っております。お気軽にご利用ください。フリータイヤル 0120-043004